

明代銓政史序説

谷 光 隆

一

明代における仕官の方途には大略三つの場合があり、之を三途と稱したが、ただその三途が實際に何々を指すかについては、諸書の記載が必ずしも一致しておらない。しかし總じて云えば、正統以前にあつては薦舉・進士舉貢・吏員を以て三途とし、正統以後にあつては進士・舉貢・吏員を以て三途とするようである。蓋し國初においては官吏の登用上特に薦舉が重きをなしたに對し、中期以後においては特に科舉が重きをなした故である。

さてまず三途の出身について述べんに、薦舉は古の郷舉里選であり、知州・知縣など地方有司の官が境内の耆老を集め、聰明正直・賢良方正・孝弟力田など、德行才識の郷

里に著わるる者を選んで、これを中央に推薦するものである。之を國家の側に立つて見れば徵聘_一徵辟であり、薦舉と徵辟を一語にまとめれば薦辟である。洪武十五年九月己酉の如きは、かくして授官を奏請された者の數が三千七百餘人にも上つており、國初薦舉によつて登用された官吏の甚だ多かつたことを知るのである。しかし太祖は一面重法を以て天下に臨んだため、士庶の間には進んでこの新政權下に仕官しようとする者が少なく、父兄が其の子弟を訓うるにも、よく糧長に充てらるるを以て賢となし、科第の榮を慕わなかつたとか、家に好學の子があれば郡縣の知るところとなるを恐れ、反つて之をして田畝に耕せしめたとか云われている。それ故薦舉によつて仕官する者は多く「朝に刀鏹を捐て暮に冠裳を擁す」といった無賴の徒で、太祖

がしばしば有司の濫擧を戒めているのも、此の間の消息を反映するものであろう。されば永樂以後官吏の志望者が果増し、科擧や歲貢によって多數の官吏が得られるようになると、薦擧はもはやその必要性を認められなくなり、天順二年には事實上廢止されるに至った。春明夢餘錄卷三四、吏部徵聘の條にも、科擧と徵聘とは正統・景泰の間に至るまで並用されたが、成化より後は科擧重くして徵聘は遂に曠典となったと云っている。

科擧は洪武三年の郷試と翌四年の會試より始まり、十七年以後は三年に一度施行せられる定制となった。郷試には各省ごとに取士の定額が設けられているが、いまその全國合計額について見るに、洪武三年の定制においては五一〇名、洪熙元年のそれにおいては五四〇名、正統五年のそれにおいては七四〇名、景泰四年のそれにおいては一一四五名となっている。之によれば洪熙より景泰に至るまでの増額が最も著るしく、即ち二倍となっているが、景泰以後の變更には著るしいものがない。一方、郷試に應ずる者は國子監の監生と府州縣學の廩膳・増廣生員が主で、ほかに儒士・未入流官などもあったが、正徳八年霍韜の言によれ

ば、天下の廩膳生員三萬五千八百人とあるから、之より推算すれば郷試の競争率は恐らく數十倍に上ったものである。會試には洪武以來定額を設けなかったが、宣徳二年に至ってこれを百人と定め、正統七年には百五十人に増額した。景泰以來は再び定額を設けず、成化以後においては三百人を以て基準とし、覃恩に遇えば四百人に及ぶこともあって、大約三百五十人を平均とした。之によれば宣徳より成化に至るまでの増額が最も著るしく、即ち三倍となっているが、成化以後の増減には著るしいものがなく、概して漸増の傾向にある。一方、會試に應ずる者には郷試新中式擧人のほかに下第坐監擧人や署教擧人なども含まれていたもので、これらを合算すると大約四、五千人に上り、會試の競争率は通常十數倍に及んだものと考えられる。郷試に合格した者は擧人と云う。唐宋以來擧人の資格で入官することとはなかったが、明代に至り會試下第三次に及べば、吏部に赴いて職に就くことが許されたのである。會試に合格した者は進士と云う。進士となった者はまず在京の九卿衙門において政務を分習し、之を觀政進士と云い、しかる後吏部の選に就いたのである。

監生は入監の事情によって學監・貢監・蔭監・例監の四種に大別される。學監は下第舉人の入監した者であり、はじめは次回の會試に備えるための意味があつたが、成化の頃にもなるとかかる者は却つて原籍に歸つて勉學し、もはや應擧の志を捨ててただちに仕官を希望するに至つた者のみが入監するようになった。

貢監は歳々に府・州・縣學より起貢される生員であるが、國初にあつてははまだ科擧の制度が十分に發達してゐなかつただけに、歳貢は薦擧と共に官吏登用上の二大支柱とされたのである。洪武・永樂の頃における歳貢の額數が、正統以後のほば倍額に相當するのもこのためである。かかる次第で歳貢ははじめ學業成績の優秀な廩膳生員の中から起貢されたのであるが、やがて科擧制の發展に影響され、宣德以後は屢擧不第にして食廩年深となつた生員の中から起貢されるようになった。さらに成化以後になると、廩膳生員のみならず増廣生員や附學生生員の中からも種々のルートによって入監する者があり、また三氏學・京學・衛學・都司學・土官學などよりも若干起貢されたので、全體としてはむしろ衰老鄙猥の輩が多數を占めるに至つ

た。そこで弘治末年以來は常貢の外に選貢の法を設け、眞に學行兼備の生員を簡拔することとなつたのである。

蔭叙の特典は洪武の時一品より七品に至る文官の子孫にこれを附與し、一品官の子は五品官において、以下遞減して七品官の子は未入流下等職内において叙用する例であつたが、永樂に至つて在京三品以上の官の子孫に制限し、これを官生と云つた。官生は父祖が閣臣の如き高位にある場合、ただちに尚寶司司丞(正六)・光祿寺寺丞(從六)・大理寺評事(正七)・中書舍人(從七)・通政司知事(正八)等となる者もあつたが、むしろ多くは國子監に入監して蔭監となり、それより官途に就くのが普通であつた。但し蔭監の仕官は元來科目出身によるのを原則としたのであるが、やがて科擧が盛行するようになると、一般に學力の低い蔭監はこれに合格することが出來ず、やむなく長期に亙つて在監するようになった。そこでこれを疏通するために、正統の時に入監後十年以上を経過した者に對し、權宜の措置として歴史出身によることを許したが、この方式は成化に至つて決定的となつたのである。

宣德・正統及び天順の時には、屢擧不第のままに府・州

・縣學に在學していた四十歳（或は四十五歳）以上の廩膳生員が、無條件的に國子監に送監されるといふことがあり、之を例貢とも云つたが、これとは別に景泰元年以來は、府・州・縣學の生員が納粟・納馬・納草・納銀などによつて國子監に入監する例が起つた。かかる納貢入監ははじめ生員に限られていたのであるが、のち軍民の子弟にも及び、彼等は民生とか俊秀とか云われ、また例監とも呼ばれた。生員が納貢によつて入監する場合は納貢であり、軍民の子弟が納貢によつて入監する場合は例監であるとの説もあるが、兩者の間には甚だしい逕庭がない。生員の場合、納貢によつて入監し得るのは、もと廩膳及び増廣生員に限られていたのであるが、成化以來はその規制が緩んで次第に亂脈に陥り、附學生・社學生よりさては商賈・輿臺・隸役の類に至り、中には目に一丁字を解せぬ幼童まで入監するようになった。明末においては監生の七割までがかかる例監であつたとも云われ、その吏部に注選する者も數萬人の多きに及んだと云う。

次に監生の出身については、國初一時積分の法が行われたほか、明一代を通じて歴史の法が行われた。抑々國子監

における教學の中心は、廣業・崇志・正義・誠心・修道・率性の六堂にあり、廣業堂より升つて率性堂に至れば毎季試験を行い、年間の成績八分以上に達すれば出身を與えた。之を積分出身と云う。しかるに間もなく歲貢生の著増に鑑みてか、洪武二十九年以後には別に監生を諸司に分撥して政事を歷練せしめ、資次に循つて出身を與えることが行われるようになった。之を歴史出身と云う。その際撥歴の序次は入監年月の先後を以て基準としたが、正統三年以後に於ては坐堂年月の深淺を以て基準とするようになった。また例監生が出現して科貢監生が出身の途上に壅滞するようになる、成化十一年以後は監生を科貢と援例に分けて正行・雜行と云い、兩者の間に撥歴・取選上一定の比率を設けた。嘉靖の頃には六分と四分を以てその基準としている。歴史を了れば通常さらに郷里に家居して授官を待ち、之を家居聽選監生と云うが、明代中期以後においては、入監より授官に至るまで、此の間平均して二十年前後を要したので、結局監生出身者の仕官年齢は、一般に五十歳以上六十歳前後となつたのである。

吏員は洪武三十一年の出身事例により、九年考滿の後に

始めて官職を授けられる。即ち在外諸司の吏員は六年を経て後在京諸司に轉屬し、さらに三年を経て後叙官されるのである。これは吏員出身者が官に叙せられるまでの原則的過程であるが、景泰以來は監生の場合と同様輸納によって進む者があり、彼等はその多寡によって或は考試を免じ或は辦事を免じて冠帶を給し選用されたのである。かかる例は殊に成化以後において盛行したものの如く、これによって正途の吏員が出身の途上に壅滯するに至ったことも、また監生の場合と同様であった。即ち冠帶を給せられて後なお半年の辦事期間を経て一旦郷里に家居し、十五年乃至二十年の後再び上京して選を聽つことまた半年乃至一年の後に選用されるのである。さらに此の期間を超過すれば歴選に豫選を行い、其の合格者に對してのみ官職を授けたのである。在外諸司の吏員が在京諸司に分撥されて後は辦事吏とよばれ、冠帶を給せられて後は辦事官とよばれ、辦事了つて後は聽選官とよばれるが、始めて吏に充てられてより終に官に叙せられるまでには、前後概ね三十年の経過を必要としたのである。しかも此の間には屢次の考覈を経なければならぬから、これに不合格となる場合には此の期間は

さらに延長される。特に輸納によらざる場合、吏員出身者の入仕は極めて困難なものであった。

以上、三途の出身についてその大要を述べたが、此の間特に注意すべきは、國初において重きをなした薦擧・歳貢など他薦主義による官吏の登用法が中期以後衰退し、之に代つて郷試・會試など自薦主義による官吏の登用法が盛行したことである。宣徳―天順の間は云わばその過渡期であり、明代官吏の三途出身別による質的量的變動が最も激しく起つて來たのが此の時期であると云える。成化に至り官僚組織の内部に、出身による資格の固定化が起つたのはこのためである。尤もこの時期より發生する納賢入監・納賢補官の事例は、また明代の官場に別個の問題を提起している。

二

國初は官吏志望者の數がその實際の必要數に比して過少であつたから、これを任用する上においては、一々出身を論じ資格を云々する追がなかつた。しかるに中期以後は官吏志望者の數がその實際の必要數に比して過剩となつたの

で、出身は自から資格として官僚組織内における各人の地位を決定し、成化以後においては殆んど動かすべからざる鐵則となつたのである。洪武の時薦擧によつて任用された官吏の中には、尚書・侍郎の如き高官に陞る者があり、太學生Ⅱ國子生とても勿論同様であつた。しかるに一方、科目を重んずる風潮は永樂の時より早くもその兆が見える。

戸部侍郎焦宏は永樂の進士であるが、その父は己が科目出身に非ざることを平生の恨としていた。曾て萍郷の丞であつた時、一日僚友と會して酒を飲んだところ、談たまたま出身の高下に及んだので、我身を顧みて大いに慙じ、歸つてその子宏等に向つて、「汝兄弟當に努力して學に務め、科目出身を求めて汝が父のために氣を争うべし」と激勵したので、宏はこれが大いに發奮して遂に進士となつたと云う。宣徳・正統の頃にもなると、部院の堂官には進士出身者が多くなつていたが、出身の相違から來る感情の纏れも、この頃には餘程酷くなつたようである。工部尚書石璞（正統二三―景泰六）・左都御史寇深（天順一一五）・戸部尚書年富（天順四一八）等は、何れも進士出身でないところから進士を喜ばず、石璞は觀政進士に對して何時も傍若無

人の態度を示し、年富は考滿の主事三人の論策を考查し、やや劣つてゐる者に對して、「爾進士、此の文を爲る邪」と面罵したと云い、寇深は進士の犯罪者を取調べる時には屢々これを鞭打つことさえあつたが、監生に對しては毎々温言を以てこれを導いたと云う。これ等の挿話はその反面において、當時既に科目就中進士の資格が甚だ重んぜられていたことを立證するものに他ならない。

さて進士・舉貢・吏員の三途について、その資格の固定化する次第を述べんに、まず京官について云えば、國初は舉貢出身者の中からも屢々科道・部屬などの職に就く者があつたが、やがて科擧が盛行するようになると、これらの職は主として進士出身者の占めるところとなつたのである。即ち成化六年の定制では、御史の缺が科目出身で三年考滿の者の中から考選されることとなつたが、同じく科目出身と云つても、進士と舉人とを比較すれば、その大多數が進士出身者であつたことは想像に難くない。しかも御史と給事中とを比較すれば給事中が清官とされ、また科道と部屬とを比較すれば部屬が要職にあるわけであるから、既に御史の缺に監生出身者が排除されている以上は、科道・

部屬の何れよりも同様に排除されているものと見做して差支えない。されば成化六年の定制は、舉貢出身者が科道・部屬の職より原則的に排除されるようになったことを推測せしめる點において、一つの指標となるものである。舉貢出身者が科道・部屬の職に就く場合、最も普通に行われるのは推官・知縣より内轉する場合であるが、これを進士出身者の場合と比較すると、その例は極めて少なく、それでも舉人は或はままこれに與かることがあつたが、貢生に至つては全くこのことがなかつたと云つてよい。かくして明代中期以後、監生出身者にして京職に就く場合は、僅かに部・院・府・衛・司・寺の小京職となるに止まつたのである。一方、進士出身者はその初選に當り、一甲の第一は翰林院修撰に、第二・第三は編修に、二甲は六科給事中・監察御史・吏部を除く五部の主事・知州等に、三甲は中書舍人・行人司行人・大理寺評事・太常寺博士・國子監博士・府推官・知縣等となるのが常例となつたが、宣徳・正統以來京官と外官との間には、その地位に輕重の差を生じていたので、いわゆる高選として官場に最高の資格を有していた進士は、終始京職にあつて陞進することを望み、たとひ

登科後初選の時に知州・知縣のような外官に除せられることがあつても、やがて撫按の薦擧や部院の行取が第一に之に及ぶため、數年後には科道・部屬などに拔擢せられるのが常であつた。既に科道・部屬の職が進士出身者によつて獨占されるようになったとすれば、京堂官については論ずるまでもないことである。尤も成化末年までは、尚前代の餘勢を驅つて舉人出身者が六部の尚書となることも皆無ではなかつたが、弘治以後においては長くその例が絶えたのである。されば該餘叢考卷一八、有明進士之重にも、「有明一代、終に進士を以て重しとなす。凡そ京朝官清要の職、舉人皆與かるを得ず」と云つている。

次に外官について云えば、國初監生出身者は府・州・縣の官はもとより、布政司・按察司の官にも廣く叙用され、稀には初任の際より既に布政使・按察使などの高官に擢用される者さえあつたが、その後監生出身者が布按二司の官に叙用せられる例は逐次減少し、成化の頃に至れば初任の場合には勿論、陞任の場合においても殆んど皆無の状態となつたのである。即ちこれより後、科貢監生は廣西・雲貴の缺に對してのみ二司の官となる場合があつた外は、府の佐

貳官・州縣の正官となるを以て限界とし、廕監生は府部五品の官より雲貴の知府・鹽運司同知となるを以て限界とし、例監生は州縣の佐貳官・都布按三司及び府の首領官となるを以て限界とした。而して布政司の布政使・參政・參議、按察司の按察使・副使・僉事、及び知府の缺は、殆んど六部・三法司などの司官より外轉した進士出身者によって獨占されたのである。されば弘治十一年何孟春は、當時府佐及び知州・知縣・佐貳等の官について、進士出身者が十の三四、監生・吏員出身者が十の六七であると云っており、隆慶五年高拱は、當時州縣の正官以上は大抵科目出身者であり、進士が其の三に居り、舉人が其の七に居ると云っている。また明初以來外官の考選にあたって腹裏と邊遠との區別を設けることはなかったが、成化五年に至って聽選監生の壅滯を疏通するために始めて遠方選の定例を設け、遼東・山西・陝西及び四川・雲貴・兩廣の遠隔地方に之を選補する途を開いた。云うまでもなく之に應ずる者は、需次長期にわたり腹裏に仕官の望みを絶つた老老の監生が多かったのである。この遠方選は嘉靖四十五年を以て廢止されたが、萬曆以來は地方の繁簡によって州縣の印官

に進士缺・舉人缺・貢生缺の別が定まり、邊遠地方には依然雜流・遷謫・劣考の者が選補されたのである。

なお監生の中でも歲貢生の場合には、一般に教職に就く習いがあった。尤も國初には會試副榜の舉人がこれに就く例であったが、府學の教授にしてようやく流官の末位にあるくらいであるから、正統の頃より舉人は多くその卑冷を厭うてこれに就くことを願わず、代つて歲貢生が屢々その不足を補つて來た。かくして歲貢生が教職に就く事例は年と共に普遍化しつつあったが、ついに景泰元年に至つて歲貢就教選の成例を見たのである。蓋し監生の壅滯は、同年以後例監が出現したことによつて一層その度合を増したが、この間年老または貧困のために長期需次することの出來なくなつた監生は、多く教職に就いたのである。さらに弘治中選貢の法が開かれてからは、歲貢は選貢に壓倒されて入監を望まず、これまた多く教職に就いたのである。ここにおいて歲貢生が教職に就くことは、明代中期以後の常例となつたので、古今治平略卷一六、國朝銓選にも、「科を以て興る者は郡邑を受け、貢を以て興る者は子弟を受く」と云っている。また雜職(未入流官)は本來吏員出身者

の就くべきものであるが、正統の頃からは同様の理由で監生の中から之に就く者を生じ、なお聽選出仕を願われない例も屢々見られた。

吏員出身者も國初においては尚書や侍郎の如き高官に陞る者があつたが、永樂の時には御史に任ずることを禁じられ、正統の時には知府に任ずることを禁じられ、成化以後においてはその位七品に止まるを常とした。府では推官以下、州では判官以下、縣では縣丞以下が之に相當し、府・衛・運司の首領官、中外の雜職に就く者が最も多かつたのである。日知錄卷一七、通經爲吏に、「吏員は科第と高下天淵なり」と云つたのは之がためである。

次に、出身の差違に基く資格の固定化が起つて來たについては、宣徳―天順の間特に盛行した保舉との關係について一言しなければならぬ。保舉とは官吏の擢用にあたつてまず行われる上司の推薦である。それは洪武十七年天下の朝覲官に命じて廉能の屬吏を擧げしめたことに始まると云われるが、洪武・永樂の間を通じて間々行われ、永樂九年吏部尚書蹇義が、布政司・按察司・府・州・縣官の缺に對

し、在内の文職七品以上及び近侍の官、在外の五品以上及び縣正官をして、人材を保舉せしむべきことを上言しているなどはその著るしい例である。永樂二十二年には在京の七品・在外の五品以上の文官をして、五品以下の官及び軍民の中より人材を保舉せしめ、翌洪熙元年には在京の五品以上及び監察御史・給事中、在外の布政司・按察司正佐官及び府・州・縣正官をして、見任官・軍民の中より人材を保舉せしめているが、これらは殆んど前記永樂九年の制を復したもので、明史には特に保舉の令を申すと云つてゐる。ところが宣徳元年には宣宗が布政司・按察司及び府・州・縣官の缺に對し、三品以上の京官（但し九卿衙門にて、尚書・侍郎・都御史・副都御史・通政使・大理寺卿が之に當る）をして人材を保舉せしめることを詔している。但しその直後には之が徹底しなかつたようであるが、宣徳七年再び同様の令があつてより後は大臣の保舉が重視され、その結果吏部の任用權に對して重大な掣肘が加えられることとなつた。即ち三品以上の京官が各々二三人の候補者を推薦すると、吏部は内閣を會同して職任を定擬することとなつたので、官吏任用の實權はこれより三品以上の京

官、就中その最高首脳たる内閣大學士の手中に歸屬することとなつたのである。かくして保擧の法は、宣徳・正統の間において最も盛行を見たのであるが、この中知縣の保擧は最も早く正統七年において廢止され、ついで知府の保擧が、最後に天順八年方面官の保擧が廢止されるに至つた。而して知府・知州・知縣については、吏部が單獨で職任を決定して後天子の裁可を請い、方面官については、吏部が二人の候補者を並推して天子の簡除を請うこととなつたのである。

さて保擧の法が行われるに至つた所以について考うるに、洪武・永樂の二代においては、進士・擧人の如き科目出身者は未だ多からず、方面官・知府・知州・知縣等の官缺に對しても、薦擧人材や國子生が多く用いられていたのである。しかるに前述の如く宣徳より天順にかけては、次第に出身による資格の固定化が馴致せられ、成化の頃になると大體、方面官・知府は進士缺、知州・知縣は擧人貢生缺となつたが、この宣徳より天順に至る時代は、丁度保擧の盛行した期間と相符合するので、兩者の間には一種の相關關係があるように思われるのである。蓋し國初官僚組織

を形成するに過少であつた官吏の數は、永樂末年以來概して過剩となつたようであるが、しかも吏部の選除はこの時「循資陞授」、即ち能力本位によつてではなく年功序列によつて行われていたので、情勢の然らしむるところ、地方官は賢否混淆して人民の害を被る者が少なくなかつたのである。一方、出身の別による能力の差は、この頃からようやく顯著となつて來たので、この新しい事態に處して、之に對應する官吏の考選法が必要となつて來たのである。保擧の法は、明史卷七一、選舉三に、「其の奏保する所の者、

郎中・員外・御史及び司務・行人・寺副、皆與に常調に依らざるなり」と云うによつても明らかなる如く、官吏の陞任を年功序列より能力本位に切替えることに外ならないが、その際保擧の對象となる者は自然、進士・擧人・監生の順序となるわけである。ところで明代の保擧が問題となるのは、實質的には宣徳七年以後であると云えるが、その時九卿衙門の三品以上の官は、殆んど進士出身者によつて占められていたようである。明史の宰相年表・七卿年表によつて、洪熙元年より天順八年に至る間の内閣大學士及び六部尚書・都察院都御史の出身を調べてみると、宣徳七年

までは國子生出身の者がかなり見受けられるが、その後は殆んど進士出身の者に限られている。彼等が保舉に當つて、その出身を同じうしている僚屬を推すのは、まことに自然の成行きで、六部・三法司の司官より方面官・知府に陞遷するが如きは、その最も一般的な例であつた。之を要するに、國初の薦舉は官僚組織の量的充足を目的として行われ、その必然的結果として出身を重視しなかつたが、宣徳以來の保舉は官僚組織の質的向上を目的として行われ、その必然的結果として出身を重視することとなつたのである。宣徳の治はその産物であり、春明夢餘錄卷三四、吏部にも、「明の人を得るは洪宣を盛となす。蓋し大いに保舉の法を行えばなり」と云つているが、この保舉の法は、明代の官僚體制に質的量的變動が最も激しく起つた宣徳一時代の間に於いて、正に行われなければならぬ必然の課題であつたと云えよう。しかし李賢は洪熙元年以來の保舉について、これは二楊（士奇・溥）が天下の士を己の意志によつて進退せしめんとしたもので、現に當時知府以上は二楊の門に出たと云つているが、保舉は一面においてたしかに故舊・門下など己に近い者を擧げる缺點があり、「官を公

朝に拜し、恩を私室に受く」との譏もあつたくらいで、勢の趨くところ授官の大小は本人の才能の高下に非ずして擧主の地位如何にあり、之がため私謁奔競の弊風が官場に瀰漫するに至り、やがて京官の保舉は廢止されて吏部の自擢となつたと云う。

以上、明代の官場における資格の固定化について論じたが、かくの如き資格の固定化は、一面において官僚身分制度の確立であると同時に、他面その封鎖性にもとづく幾多の弊害を醸成せずには置かなかつたのである。嘉靖の時世宗が、「今擧人は九卿の望みなく、歳貢は方面の陞を禁じ、田野保舉の路を絶つ」とて、舊に復して科擧・歳貢・薦擧の三途並用を詔したのもこのためで、その他資格を破ることを進言した者はその跡を絶たなかつたが、ついに何等の効果をも見なかつたのである。

三

吾人は上來、第一に出身の問題を論じ、第二に資格の問題を論じたが、第三に論ずべきものとして考課の問題がある。蓋し考課の問題は、出身・資格の問題と關係しつゝ、

殊に官吏の任期制度・移動現象の上に密接な關係を有するからである。

さて、明代において官吏の勤務成績を評定し、その陞降を決定するには、考滿と考察の二方法を用いた。考滿とは官吏の任用期間が三年を以て一期としていたので、一期の終る毎にその間の治績を考覈することである。その方法は、任用後三年にして當該官吏の治績を記録した牌冊をまづその所屬長官が考覈し、ついで之を撫按官に轉送する。

撫按官はまた之を考覈し、ついで之を吏部考功清吏司に轉送する。一方、當該官吏は自ら吏部に出頭し、撫按官の送致した考語と對照しつつ最後の考覈を受け、吏部はこれに對して或は稱職或は平常或は不稱職の判定を下し、引奏して裁可を仰ぎ復職せしめるのである。之を初考と云う。六年目にも同様にして之を再考と云い、九年目には前二回の評定と綜合して始めて陞降を決定し、之を通考と云う。このとき稱職・平常・不稱職の三等により、陞遷は二級を過ぐることなく、降遷は三級を過ぐるのではないようにするのが定則で、いわゆる「三載にして考績し、三考にして幽明を黜陟す」と云うのは之である（京堂四品以上及び布政

司四品以上・按察司五品以上の官は自陳によって上裁を仰ぐ）。しかるにこの九年考滿の制度は、明代中期に至って全く崩壞するに至る。永樂朝の名臣蹇義・夏原吉は、入仕以來の陞進が殊に速やかであつたため、「蹇夏滿三考」の稱があつたが、それが當時としては異例の陞進であつたこと申すまでもない。かくの如く考滿を待たずして陞遷するのを推陞と云うが、正統以來は保舉の法が盛行したことにより、大臣の推薦ある者は九年の考滿を待たず、在任四、五年の者でも多く陞遷するようになり、成化の頃にもなると既に官吏の遷轉は相當速やかとなつたのである。殊に京司官・方面官の如きは之で、弘治の時には「部に五年以上の郎員なく、外に三年以上の司使なし」と云われている。弘治・正徳以後になると、三歳に一易し或は再歳に一易するのはむしろ常態で、甚だしきは一歳に數遷する者さえあつたのである。何孟春が「百官の差除、曾て一の久任する者なし。内の侍郎よりして下員外よりして上、外の布政よりして下知縣よりして上、二三年の間奔競する者必ず顯擢せられ、恬退する者また左遷す」と云っているのもこれである。明代は洪武元年より弘治十八年に至るまでの百三十八

年間と、正徳元年より崇禎十七年に至るまでの百三十九年間で前後二期に分けることが出来るが、大體前期においては官吏に久任の風が盛んであったに對し、後期においては遷轉の風が著しい。明會要卷四四、職官久任の條に見える尚書はすべて二十六名であるが、その中二十名が弘治以前に屬し、正徳以後に屬する者は僅かに六名に過ぎない。また春明夢餘錄卷三四、吏部久任の條には、永樂元年より天順元年に至る五十六年間において吏部尚書たりし者は蹇義・郭璉・王直の三名に止まるが、弘治九年より嘉靖三十年に至る五十六年間においては三十八名を數えると云つてゐる。

元來九年考滿の任期制度は、在任九年で稱職なれば二品級を陞して上司に就くという進階制度と不離一體となつていたのである。明の官制で同一官廳の官職が多く二品級を隔てて設けられているのもこのためであらう。されば九年考滿の基本體制が崩れて來ると、在外官僚の間には小轉法及び更調法と云われる遷轉の方式が頻繁に行われるようになった。小轉とは一品級毎の陞遷であり、知州(品五)より僉事(品五)となるが如きこれである。更調とは同品級

内の轉任であり、知府(品四)より副使(品四)に轉ずるが如きこれである。さて小轉法が最も代表的に行われたのは、布政司と按察司との間における場合であつた。もともと布按二司は、行政と監察という別個の系統に屬する官廳であるから、兩者の間には原則として人事の交流を許さず、共に同一系統内において陞遷するのを通例としていたのである。即ち布政司の參議(品四)は九年考滿の後に參政(品三)となることが出来、按察司の僉事(品五)は同様に副使(品四)となることが出来たのである。しかるに中期以後九年考滿の制度が次第に崩壞するようになると、二級進階の制度も從つて崩壞せざるを得なくなつた。即ち三年、六年の後に一品級の進階をしようとする、いきおい外轉の必要に迫られるが、この際按察司の官職は布政司の相等官に比して一品級を下してあつたから、布政・按察二司の間に人事の交流を許せば、自然一級毎の陞遷が可能となるのである。

布政使(品二) → 參政(品三) → 參議(品四) → 僉事(品五)
 按察使(品二) → 參政(品三) → 參議(品四) → 僉事(品五)

これが小轉法の由つて出づる所以であつて、在任期間の短縮に伴う進階の速化を防止する方法として、銓法の疏通を助ける上に利點はあつたが、之がため從來比較的明瞭であつた行政官と監察官との區別が、ここにおいて全く混淆してしまつたから、地方政治の實際における弊害は蓋し些少ではなかつたのである。

また更調法が最も代表的に行われたのは、同一の官職でありながら甲府の同知より乙府の同知へ、甲縣の知縣より乙縣の知縣へと轉ずるような場合である。その際繁劇の地への轉任を調繁、簡僻の地への轉任を調簡と云つたが、蓋し府・州・縣には賦税の多寡に応じてそれぞれ繁劇の區別があつたので、府・州・縣官にもそれぞれ上下の區別があつたのである。要するに更調法は、本來才地をして相稱えしめる所に目的があり、才治繁に堪えて現に偏僻に任じ、才治簡に堪えて現に繁劇に任ずるといふような不均衡を是正するのがその趣旨であるが、李夢陽は更調法の行われる理由を「年資未だ轉に應ぜず」、即ち在任期間が短かくしていまだ一品級の進階にまで到達せぬ者に對する陞遷の方式として説明している。恐らく實際にはかかる理由による

場合が一般であつたのであろう。とにかく小轉法・更調法が盛行するようになると、官吏の遷轉は之がために一層拍車を加えられる結果となつたので、正徳のとき羅欽順は、「頃年以來専ら資格を用い、一資半級魚貫して以て升る。西より東に徂ぎ倏ち近くして遠し。往來織るが如く勞擾多端、奮勵爲すあらんとする者は、或は端を開いて未だ其の功を竟えず、因循自ら便にする者は、ただ謹守以て坐して其の進むを待つ」と云つてゐるが、遷轉の激化が民政の上に及ぼした悪影響は、後述の如く決して輕視することを許さぬものがあつたのである。

次に、考滿の法がその實質的意義を失つた明代中期以後においては、これに代つて考察の法が甚だ重要な意義を有するものとなつた。考察は京官（五品以下の文職で、四品以上は自陳による）にあつては、五年に一度十年に一度行われたこともあるが、弘治以後においては六年に一度（己・亥）行われるを定制とし、外官（布按二司・府・州・縣官）にあつては、洪武以來三年に一度（丑・辰・未・戌）行われるを定制とした。前者は之を京察と云い、後者は之を朝覲考察と云う。いま朝覲考察の方法についてその大要

を述べんに、州縣官の成績は月々之を府に報告し、府はその一年間の集計を以て之を布政司に報告し、撫按官は三年間の成績を綜合判定して考語を附し、之を吏部に送附する。朝覲官は別に三年間の治績を記入した牌冊を持って入覲し、吏部は都察院と會同して撫按官の報告書と朝覲官携來の牌冊とを照合しつつ最後の評定をするのである。この際事實を隠蔽するようなことがあれば科道官が糾劾し、之を拾遺と云い、その指摘を受けた者は大抵罷免されたのである。續通典卷一九、選舉三によれば、考察の名目には貪・酷・浮躁・不及・老・病・罷・不謹の八法があり、處分の則例には致仕(老病)・降調(浮躁)・閒住(罷不謹)・爲民(貪酷)の四例がある。しかしこれは國初よりの定制ではない。成化の頃には老疾・罷軟・不謹・貪酷の四法があり、その處分は致仕・冠帶閑住・爲民の三例に分れていた。成化二十三年に至りこの四法に才力不及の一法が増加し、弘治以後において老疾が老と病に、貪酷が貪と酷に分離し、さらに浮躁の一法が加わって、いわゆる八法となったのである。さて歷朝の實録によつて朝覲考察による降黜人員の數を調べてみると、宣德五年の八〇名に始まり隆慶二年の一六一

五名以上に至るまで、この間天順末年よりその人員はにわか増加し、成化—嘉靖年間においては平均二、三千名、嘉靖中期においては最も多く四、五千名に達している。朝覲考察による降黜人員の數にはほぼ一定の額があり、その額に達すればなお外に該當者があつても之を論ぜず、その額が足らなければたとい外に該當者がなくても強いて之に充てるとまで云われているが、蓋し明代中期以後納賢入監・納賢補官の事例が頻繁に行われたことが、大いに之に係していると思われる。そこで改めて捐納の盛行する所以のものを考うるに、國初比較的輕少であつた一般人民の徭役負擔は、正統以來殊に成化以後頗る繁多となり、一里の中に一戸の閑もなく、十年の中に一歳の息もなく、甚だしきに至つては一家三五役に當り、一戸三四處に役せられるという状態にまでなつた。しかるに官吏には官品に應じて優免の規定が適用され、現職官吏のほか、致仕・閑住の官吏、さらに監生・生員にも及んだが、しかもその規定は現實においては遵守されず、規定以上の濫免が行われたのである。唐順之は均徭の實行困難なる理由として大戸の詭寄、奸猾の那移・花分・賄買、官戸の濫免の五を擧げ、就

中官戸の濫免を以て最大の弊害と云い、また山東の汝上縣で一條鞭法施行後、その弊害を論じ異議を唱える者があつたが、その主なる理由が、在官者が従來の如く濫免するを得なくなつたための不平不満からであるという事實があることなどは、官戸に對する優免の規定が、支配階級としての官吏の經濟的特權として、いかに大なる意義を有していたかを想像せしめるものである。されば大戸は徭役負擔を免れるために競つて官戸に詭寄したが、さらに自らが官吏の身分を取得することによつて、一層積極的にその特權を活用せんとした。しかるに正途による仕官は實に容易でなかつたから、いきおい輸入入賞によらざるを得なかつたが、一方、賣官鬻爵による國家乃至帝室財政の補填は、邊儲の充實・災傷の救恤・營建の工費など、各般にわたる支出の増大と共にその必要性を痛感されていたので、捐納による授官は、人民・國家の雙方に之を發生せしめる契機が存在していたのである。納貨を行う者は官吏・生員・軍民何れの中にもあり、一般に官吏は職事官に選用し、生員は國子監に入監し、軍民には散官を遙授する例であつた。

さて、納貨入監・納貨補官の事例が頻繁に行われたこと

は、その當然の結果として官吏の素質を低下せしめ、貪官汚吏の跳梁はこれを契機として一段と活潑になつたが、また彼等は正途の監生の入仕を阻み、聽選監生の壅滯を餘儀なくせしめる原因ともなつていたので、かかる貪官汚吏を一掃して綱紀の肅正を圖ると共に、壅滯した聽選監生を疏通せしめることは、明代中期以後における官場の急務となつたのである。而してこの問題を解決するためには、何よりも内外官の考察を嚴格にして冗漫なる人員の整理を行うことが必要であつた。弘治六年の朝覲考察は、孝宗が人材を愛惜するという意圖から三載に滿たずして黜けられた者の復任を許したが、その結果はやはり候選官の壅滯と、貪官汚吏の跳梁が益々甚だしくなつたに過ぎなかつたのである。ところで、かくの如く考察を峻嚴にして被黜人員の増加を圖つたことは、また官吏の選轉を必要以上に激化せしめる要因となつた。袁表の世緯卷下、久任に、「夫の鬻爵の例數々開けしよりして、士の選を都下に待つ者日に以て停壅、衡に當る者之を疏通せんと欲す。これより長吏數々易りて遷轉常無し。外の牧守・丞簿、内の臺諫・郎署、率ね一考に滿たずして即ち叙遷す。かくの如くせざれば則ち

人多く缺少なくして停滯する者益々甚し。甚しきは三載考績すれば則ち令丞以下多く其の材否を察せずして概して之を罷め、以て待選の士を處す。下すでに數々易うれば則ち上必ず遞遷す。曾て數年ならずして内にしては京堂官に拜し、外は方岳伯となるを失せざる者往々是あり」と云つてゐるのは之である。官吏の遷轉が激化すると、彼等は民情土俗を熟察して郡邑の利病を興革する違もなく、また前任者と後任者との間には、互に所管事項特に徵稅上の責任を迴避する風が盛んとなった。この間土着胥吏層の跳梁は益々甚だしく、殊に田則・稅目の繁多は愈々彼等に暗躍の機會を與えたのである。大戸巨室は彼等と通じて田土の登記を欺瞞し、徭役の負擔を忌避したが、中小の地主はかかる侵欺の結果新たに負擔を餘儀なくされた暗補のために續々倒産するに至つたのである。宗室・官吏・内官・軍士の増加にともない、歳出が年々膨脹の傾向にあつたに反し、徵稅の實績はむしろ歳々低下の傾向にあつたと云う明代後期の財政問題は、上述の如き官僚機構の構造的變化と關係なく論ずることは出来ないであらう。

〔附記〕 本稿は筆者が豫て手元に收録していた明代の鈔法に關する若干の資料を整理し、その中より二三の問題を取り上げて、その素描を試みたものに過ぎない。もともと研究の成果と云わんよりは、むしろその準備とも云うべきものであるから、さらに將來の研鑽を待つて、推論の過誤を補訂したい考である。また紙幅の關係から、一々出典を明示することもしなかつたので、以下に參考書目を列擧して塞責の一助としたいと思う。

〔參考書目〕 明史。明書。皇明實錄。皇明從信錄。兩朝從信錄。大政纂要。昭代典則。國權。明通鑑。皇明寶訓。大明會典。明律集解附例。大學衍義補。國朝憲章類編。皇明經世實用編。王圻續文獻通考。國朝典彙。西園聞見錄。古今治平略。春明夢餘錄。欽定續文獻通考。欽定續通典。欽定續通志。明會要。南離志。日下舊聞。天下郡國利病書。皇明文衡。明臣奏議。皇明經濟文輯。皇明名臣經濟錄。明朝小史。三朝聖諭錄。水東日記。雙槐歲鈔。菽園雜記。世緯。今言類編。震澤長語。萬曆野獲編。湧幢小品。圖書編。紀錄彙編。廣百川學海。寶顏堂秘笈。日知錄。陔餘叢考。廿二史劄記。